公　表　第　４　号

　地方自治法第２５２条の３８第６項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成２８年3月３０日

久留米市監査委員　　田　中　俊　博
久留米市監査委員　　塙　　　秀　二
久留米市監査委員　　原　口　和　人
久留米市監査委員　　藤　林　詠　子

平成２４年度　包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 （現在）	課名 （現在）	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
26	市民文化部	生涯学習推進課	第1　久留米市生涯学習センター 1．指摘 ・選定委員会の構成において久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が過半数を占めている。 　本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。生涯学習センター等選定委員の構成が、久留米市の外郭団体の事務局長を含めると、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が3人となっており5人の選定委員うち過半数を占めている。指定管理者に公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は特に選定委員の構成に配慮すべきである。当初から市の外郭団体が有利な立場にあると判断される可能性もある。外見的な公平性を担保するためにも、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。	指摘	平成26年度に新たな指定管理者を公募した際の選定委員には、久留米市から2名、その他から3名の委員を選定しました。

ページ	部局名 （現在）	課名 （現在）	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
26	市民文化部	生涯学習推進課	第1　久留米市生涯学習センター 2. 意見 ・公募期間が短い 　平成24年度からの久留米市生涯学習センターの指定管理者選定スケジュールは公募に係る資料等の配布が平成23年7月15日からであり、その後の質問の回答期限が8月24日である。この後に応募者の実質的な申請資料の作成が始まるものと考えられる。申請期間は9月1日から9月15日の期間であるため作業期間は3週間程度しかない。業務の多様性、複雑性を考えると次回の公募を想定して準備している団体か、既に以前に応募の経験のある団体にとっては対応できる期間と考えられるが、新規に参入しようとする団体にとって、詳細な収支計画や事業計画を作成することはかなりハードな日程になるのではないかと考えられる。 　競争原理を働かせ、より広く応募者をあつめるためには公募期間をさらに1ヶ月程度長くすることが望まれる。	意見	平成26年度に実施した次期（平成27年度～平成31年度）指定管理者の選定については、資料作成等に要する一定の準備期間を設けた上で次のとおりに実施しました。 平成26年7月　1日～15日　　指定管理者公募告示(資料配布） 7月16日　　現地説明会 8月18日～9月1日　　応募書類受付
126	健康福祉部	長寿支援課	第22　久留米市三潴総合福祉センター 2. 意見 (1)　備品管理台帳の整備について 　備品の現物照合は毎期、指定管理者によって実施されているが台帳には当初の募集要項に記載された「久留米市三潴総合福祉センター貸与品リスト」をもとに廃棄品を除いたものが使用されている。これには備品No.は記載されておらず現物照合時には備品を特定するのに苦労している。備品の現物には備品No.の記載されたシールが添付されているのだが用をなしていない。市では備品No.の記載されたもとのデータを所有しているのだから、指定管理者に現物照合前に渡し、指定管理者はこれに基づいて現物照合を行いその証跡を台帳上に残したものを市に報告すべきである。その結果を受けて市では備品台帳を更新すべきである。	意見	次期指定管理者一般公募（平成26年度）にあたり、貸与備品を精査し、指定管理者に貸し出しを行っています。

ページ	部局名 （現在）	課名 （現在）	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
127	健康福祉部	長寿支援課	第22　久留米市三潴総合福祉センター 2. 意見 (2)　利用者数の減少傾向に対処する方策の検討について 　平成22年度に施設のリニューアルを実施しており、その工事の期間の影響で総利用者数は前年に比較し7,554人減少している。リニューアル後の平成23年度には利用者数は回復し前年比5,267人増加したが、リニューアル前の平成21年度に比べると2,278人減少している。リニューアルによる集客効果があまり無かったという結果になっている。この要因はリニューアルといってもその内容が主に外観や内装の修復にかけられており、設備に目新しい物を導入するといったものではなかったことと、近隣周辺に競合するような施設が増えたことによるものと考えられる。利用者の構成は高齢者が多いとのことである。設備の利用がない場合は入館料を取っていないこともあるが、平成23年度の子どもの利用者は年間387人と少ない。家族連れの利用が少ないことを意味している。 　総合福祉センターという本来の目的からは十分とは言えない。交通アクセスに関しても最寄りの駅である西鉄犬塚駅から500メートル程の距離があり、三潴駅からは徒歩15分と自家用車を持たない高齢者にとっては利用しにくいのも利用者が減少している要因になっているものと思われる。施設のリニューアルも行っており、今後は家族連れを取り込む方法、三潴地域に限らず市内全域に集客を呼びかけるような方法を検討すべきである。	意見	指定管理者においても、様々な自主事業を展開するとともに、指定管理者自らホームページを作成するなど、三潴総合福祉センター利用者の集客に努めるとともに、近隣施設との連携を図っています。 　また、次期指定管理者一般公募（平成26年度）において、指定管理者より様々な利用者の増加に向けた提案がなされており、引き続き市と指定管理者で利用者増に努めてまいります。

ページ	部局名 （現在）	課名 （現在）	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
160	健康福祉部	長寿支援課	第25　久留米市老人いこいの家 1．指摘 (1)　備品管理について 　荘島老人いこいの家、京町老人いこいの家ともに備品の現状と備品台帳が不一致。管理が不十分である。早急な改善指導を求める。 　また、西国分老人いこいの家ではエアコンに備品シールが貼付されていない。備品シールの貼付は久留米市物品取り扱い規則第21条に定められている。規則に則り、適正な管理に努められたい。	指摘	平成26年度の次期いこいの家指定管理について、募集(非公募)時において貸与備品を精査し、指定管理者へ備品貸し出しを行っています。 　また、備品購入後、備品シール貼り付けを適切に行うよう、課内の事務管理を徹底しています。なお、西国分老人いこいの家に設置しているエアコンにつきましては、平成25年度に備品シールの貼り付けを行っております。
178	農政部	みどりの里づくり推進課	第27　久留米市複合アグリビジネス拠点施設（通称：道の駅） 2．意見 　・駅長を中心としたマネジメントは良好である。現金預金実査、備品管理台帳からサンプルチェックをしたが、問題はなかった。ただし、売上スペースが増えるので良いことだが売上の棚（木製）の備品管理をどのようにすればよいか検討する必要がある。	意見	指定管理者により購入された備品(売上棚)については、指定管理者において台帳を作成し適正に管理を行っております。また、施設運営に必要な備品の購入については、指定管理者と協議し、決定していきます。

ページ	部局名 （現在）	課名 （現在）	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
185	農政部	みどりの里づくり推進課	第28　久留米ふれあい農業公園 2. 意見 　また、モニタリングレポートは以下の理由で改善されたい。 ・四半期ごとのチェックシートにより市に報告されているが、決算書との連動性（透明性）を確保するためには、その業務の履行状況の確認用チェックシートを最終的な年間実績「施設利用及び利用料統計」様式によりまとめるのが一番わかりやすい。2期決算比較して始めて昨年よりよかったのか悪かったのか、あるいは当初の事業計画と比較して良かったのか悪かったのかわかるからである。たとえば、平成22年度と23年度の比較では、総利用者数は平成22年度が110,959人であるが平成23年度が109,526人と減少しているにもかからず利用料収入としては約10万円増加している。これは、利用者合計では1,433人減であるが、利用料収入とは関係のない散策広場利用者が、41,608人から41,146人へと462人減少していて、利用料収入に貢献する農園利用者が40,681人から40,750人へと69人増加しているからである。また、減免利用者との関係も合わせて詳細な説明が必要である。このように、数期間比較や定点分析などを駆使して検討説明してくことが大事である。「道の駅くるめ」の管理スタイル（利用状況報告）などを参照されたい。	意見	利用者と利用料の連動した「施設利用及び利用料統計」様式に変更し、収入増減、有料利用者と無料利用者（散策公園利用者）の増減の把握に努めております。
194	農政部	生産流通課	第30　久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター 2. 意見 　監査の趣旨説明後、3月26日の預金残高が平成23年度決算報告書として次年度繰越金であることを通帳で確認した。備品管理台帳などの整備が必要である。	意見	ご指摘を踏まえ、財産台帳を整備し、必要な書類は施設に常置しています。 　なお、この施設は市内のほかの類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式を改め、平成26年度からは普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し、住民自ら管理運営する方式に変更しています。